

営業時間短縮の要請及び協力金に係るFAQ（要請対象について）

項目	要請・協力金の対応	
総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗	対象外	テイクアウトは要請の対象外ですので、午後8時以降も営業していただいて差し支えありません。酒類を販売する場合も同様です。
ケータリングなどのデリバリー専門の店舗	対象外	デリバリーは要請の対象外ですので、午後8時以降も営業していただいて差し支えありません。酒類を販売する場合も同様です。
イトインスペースを有するスーパーやコンビニ、パン屋等の小売店	対象外	小売店は、要請の対象外ですので、午後8時以降も営業していただいて差し支えありません。酒類を販売する場合も同様です。
自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー	対象外	要請の対象外ですので、午後8時以降も営業していただいて差し支えありません。酒類を販売する場合も同様です。
ネットカフェ・漫画喫茶	対象外	ネットカフェ・マンガ喫茶等は、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設として、要請の対象外としておりますので、午後8時以降も営業していただいて差し支えありません。
飲食スペースを有さないキッチンカーや、屋外でテント等	対象外	テイクアウトは要請の対象外ですので、午後8時以降も営業していただいて差し支えありません。酒類を販売する場合も同様です。
ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合	対象外	宿泊客のみに飲食を提供する場合は、飲食店ではなく、宿泊施設であると判断されるため、そもそも要請の対象外となり、午後8時以降も営業していただいて差し支えありません。宿泊客に酒類の提供する場合には、感染防止対策を十分に行うようお願いいたします。 ただし、宿泊客以外も利用できるなど、常時、飲食店として利用できる施設があると判断される場合は、午後8時から午前5時までの営業を自粛し、酒類の提供を停止又は午後7時までとさせていただきますようお願いいたします。
結婚式場	対象	国の緊急事態宣言の適用を受けて、午後8時以降の営業を自粛いただきますようお願いいたします。上記に加えて、なるべく宴会は90分以内で、人数は50人以内かつ収容率50%以下での開催をお願いしております。 なお、県独自の要請又はまん延防止等重点措置における要請においては、結婚式参加者以外も利用できるなど、常時、飲食店として利用できる施設があると判断される場合は、午後8時から午前5時までの営業を自粛し、酒類の提供を停止又は午後7時までとさせていただきますようお願いいたします。
フードコートの店舗	対象	飲食スペースを有する飲食店となり、要請の対象となりますので、午後8時から午前5時までの営業を自粛していただきますようお願いいたします。
飲食店営業許可のあるカラオケ店	対象	1月7日以前と同様に、要請の対象となりますので、午後8時から午前5時までの営業を自粛していただきますようお願いいたします。